

美里町行政改革推進委員会  
平成25年度第6回会議録

平成26年2月21日(金)

美 里 町

美里町行政改革推進委員会 平成25年度第6回会議録

---

開催日時 平成26年2月21日(金)午後1時30分～午後3時45分

開催場所 美里町役場本庁舎3階 会議室

---

出席委員(8人)

荒川繁委員、小田嶋稔委員、忽那香菜子委員、佐々木敬子委員、清水五郎委員、  
千葉敬記委員、松田攻治委員、松本啓委員

欠席委員(0人)

---

事務局(3人) 佐々木守(総務課長)、高橋章一(課長補佐)、小野英樹(係長)

---

会議傍聴者 3人

---

次第

1. 開会(13:30)

2. 報告

3. 議事

- (1) 答申書(案)について
- (2) 町長への答申書提出について
- (3) 来年度の会議について
- (4) 次回の会議開催について
- (5) その他

4. 閉会(15:45)

資料名

- ・資料 答申書(案)について

**松本議長**：平成25年度第6回美里町行政改革推進委員会を開催します。前回までいろいろ意見をいただきありがとうございました。事務局も何とか整理できたということで、議事の1番、答申書(案)について、事務局から説明をお願いします。

**事務局(小野)**：答申書(案)及び添付する実施計画書一覧表を資料として、お出ししております。前回の会議でお出した答申書(案)に対して委員皆さんから内容の修正、校正等の御意見をいただきました。その御意見を反映しながら、文書全体の表現バランスを考慮し校正したものをお出ししております。文書全体の表現としては、まず、述語の混在がありましたので、見直しております。次に、実施計画書一覧表については、10ページ目の27番、13ページ目の38番、最後のページの42番の2の3か所について、委員会のコメントを追加しております。3つ目として、前回の委員会で実施計画書一覧表の記載内容を精査いただきましたが、その際に、キャッチフレーズについての御意見がありましたので、11ページ目の31番に、新たにコメントを追加しております。前回からの修正について、簡単な説明ですが以上となります。

**松本議長**：それでは、今、説明がありましたとおり答申書(案)がまとまりました。今後、町長に提出することになります。ここまできるとに喧々諤々がありましたが、事務局の努力もあり、ここまできることができました。これで、ほぼよろしいかと思えますので、町長へ答申書を提出するという段取りにしたいと思えます。賛同をいただければこれでお出ししたいと思えますが、よろしいでしょうか。

**千葉委員**：基本的に前回の掲載内容について異論はなかったと思いますが、各自が振り返って多少の見直し、字句の訂正等について報告されたと思いますが、その中で、私が違和感を覚えているのが6ページの8番住民ニーズの適正な把握と反映ですが、記載内容が大幅に変わっていますし、記載されている内容が理解できませんし、それから、まったくこれまで議論したことがない内容が、ここにドーンと出てきて、まったく理解できていなくてここに来ています。ですから、このまま提出するというのは、私としては、ちょっと良しとはできないと思っています。前回まで、まったくこのような議論は誰からも出ていませんから、この一覧表にも、委員会としての意見としても何も出ていないのに、なぜ、急にここに入ってきたのか、私には分からないので事務局、説明をお願いしたいと思います。

**松本議長**：どこですか。6ページ。小タイトル8番住民ニーズの適正な把握と反映のところですか。

**千葉委員**：内容がまるっきり変わっています。特に前半の部分がまったく変わっています。後半の部分は、同じようですが、この場で意見も出ていないし、議論もしていないのに、なぜ、このような意見が急にこの場所に入ってくるのか、私には理解できない。

**松本議長**：この部分の意見は、私ですかね。一応、前回の後の意見提出の際に、住民ニーズの適正な把握と反映について、いろいろ書かせてもらいましたが、要点だけをまとめて端折ったものがここに記載された内容であると御理解ください。

**千葉委員**：法令順守の推進等に関する条例等の整備を早期に実現してください。と書いてありますが、こういった話しは何もしていないですよ。この場では、内容がまったく分かりませんし、どういう条例のことを言っているのか。議論したことがないので分からな

いのも当然ですが、私だけが違和感を覚えているのか、ほかの委員皆さんの意見も聞いていただいて。

**荒川委員**：関連で良いですか。法令順守の推進等に関する条例等については、新聞を見ますと議会に会長が請願書を提出しておりますよね。そこまでは、分かりますが、中身が分からないということなのです。どういう条例を意味するのか。それと、ぜんぜんこれまで議論していなかったことが、急にここに出てきたことがどうなのでしょう、と私もそう思います。もう少し、ざっくばらんにお話しすると、議会に請願書を出したのに対して我々の委員会に出して来るということは、それを後押しするような形にはならないのだろうか、その疑問があったものですから、具体的な条例の整備ではなくて、前回の内容のようにまとめていただいた方が、差し障りがないのではないかと私としては考えます。その条例の内容について、会長の御意見を伺えればと思います。

**松本議長**：千葉委員、荒川委員が同じ意見ということですか。要は。

**松田委員**：松本会長が議会に提出した案件の内容はよく分かりませんが、これまで、この委員会では自治基本条例の話は少しありました。自治基本条例でそういった内容の部分を規定するという話しはありました。今回の松本会長と議会との件は、委員会では、議会に提出するという話しはしていませんから、松本会長個人の話しでしょう。個人の話しであれば、委員会で話す必要はないです。ただし、松本会長が議会に出したものと一緒のものと考え、そのような意見になるのかもしれないかもしれませんが、私もこの委員会で議論できなかったことなどは、個人で直接、提案箱に投函したことが何回かあります。新聞に載ったから、議会に出したからと関連付けると、委員会の知らないこととなりますが、私は、別に異議を唱える委員皆さんのようには感じません。基本的に、松本会長が、今回、議会に提出したことは、あくまで個人的なことですから、これについて委員会の中で説明の必要はないと思います。

**松本議長**：河北新報には私個人のこととし、行政改革推進委員会云々ということは一切記載されておりません。大崎タイムスにも私個人のこととお話ししましたが、どのような訳か新聞社の情報収集の一環として出された。今、誤解されるような委員会の会長としての肩書で行ったものではありません。ですから、大崎タイムスには、委員会の会長としてではなく一委員として、河北新報には、単なる私、一個人として行ったとなっております。そういう格好であり、この場でどうのこうのと言うことではないと思います。

**松田委員**：私としては、その記事は、自治基本条例のことだと思っていたので、別に。

**荒川委員**：すみません。松田委員は私の質問を誤解されていると思いますが、私は、議会に出した請願書の中身を説明してくださいとは、お話ししていません。今回、会長が提出された意見の内容はどのような内容のものかお聞かせくださいと私は聞いたのです。

**松本議長**：内容。

**荒川委員**：はい、そうです。

**松本議長**：内容ですか。内容は。

**松田委員**：自治基本条例でしょ。

**松本議長**：自治基本条例。

**荒川委員**：自治基本条例なら、自治基本条例で良いのではないですか。

**松田委員**：委員会では自治基本条例しかやっていませんから、個人的なものであれば説明は必要ないですよ。時間の無駄ですから、この8番は自治基本条例のことと解釈して、そう解釈しない人は勘ぐってそうなるかもしれませんが。

**荒川委員**：すみません。何回も言うようですが、ここに具体的にこういう文言で表示されてあれば、自治基本条例と読み取れないと私は思いますよ。もし、そうであれば、自治基本条例を早期に制定すべきであるとか整備すべきであるという文言又は表現ではダメなのですか。これだけ具体的に書いてある訳ですよ。法令順守の推進等に関する条例。

**松本議長**：荒川委員、これについてそんなにあれですか。法令順守は誰もが何人もが持つて然るべきものだと思っっていますが。

**荒川委員**：それは、分かりますが。

**松本議長**：これがないと、これを持っているところとそうでないところで損害を被ることもありますから、ほかの自治体で整備しているものですから、そのような風潮の中で、早めにゲットできるものはゲットするという思いで、提案させていただいたものです。

**千葉委員**：私が話したのは、中身が良いとか悪いとかそのような話しではないです。今まで、ぜんぜんこの場で、こういったことについて議論を1回もしていないのに、なぜ最後に、いきなりこういうことが入ってくるのか。会長がどうしてもこういったことが必要だというのであれば、来年度、次回以降、別な時間を取ってこれについて皆さんで集中して議論し、次の答申にまとめていけば良いのであって、今回、バタバタ、ドタバタとドサクサに紛れて入っているようで、私自身、違和感があります。中身云々ではなく、ぜんぜん議論していないから、なぜ、今ここに入れるのですか、ということです。

**松本議長**：そこは、私と温度差がありますね。

**千葉委員**：必要なら次回以降、やったら良いじゃないですか。どうしても必要なら。

**松本議長**：今、ここで温度差がありますが、これはこれで当然として、普通の町民であればあるべき権利なものですから、それを私は言っただけのことです。そうですよ。何も他意はありませんよ。

**千葉委員**：そうであれば、前回ちゃんとした議論をここでやればよかった。

**松本議長**：これは議論とかではなくて、当然として表裏一体としてあるべきものと考えていたものですから、出させていただいたというだけですよ。

**千葉委員**：会長は当然と思っているかもしれませんが、皆さんが同じ意識でなければ議論にならないじゃないですか。

**松本議長**：いや、これは何人たりともあって邪魔になるものではないと思いますので。

**千葉委員**：だったら、最初からそういうものを集中して議論すべきだったのですよ。

**松田委員**：行政改革推進委員会では、時間が足りなくてずっときていましたからね。自治基本条例は、まちづくり会議の方が議論を煮詰めています。本委員会では、あまり議論することができませんでした。だけれど、そういうものは必要であると言われてきたし、町でも計画の中に入れていきます。松本会長が議会に提出した内容は分かりませんが、自治基本条例に近いものでしょう。我々としては、委員会や提案箱に提案しても取り上げて貰えないことはいっぱいあります。公募委員を50%から100%と提案しても相変わらず目標は30%に留まっているし、男女共同参画の行き過ぎの件にしても現在では理解され

ない状況です。我々が提案してもそれを取捨選択するのは事務局ですからね。ただし、意見を出すことで、ある程度、頭の隅に残っているでしょうから、いつか自分たちで勉強してくれるだろうと感じています。

**松本議長**：そういうことで、御理解をお願いします。

**千葉委員**：すいません。結論は、どうなったのですか。私と荒川委員が言ったことに対する結論。

**松本議長**：結論。

**忽那委員**：流された。

**千葉委員**：そうやって流さないで、ちゃんと結論を出してください。

**松本議長**：要は、今はこれについて、そこまで云々ということはないでしょうと、ですから、松田委員がおっしゃられたような内容で御理解ください。

**忽那委員**：違うと思いますけど。

**松本議長**：そういうことです。

**千葉委員**：松田委員おっしゃるとおり、中身を一つひとつチェックしていくと、自分の思いと全部一致ではない。当然、8人が意見を出していますから、私もいろいろそれを踏まえていますけれども、その中で、ここだけは私は譲れないと思います。そこで、話しをしたのです。

**松田委員**：ちょっと、千葉委員がおっしゃるところは具体的にどの辺ですか。一番下の行ですか。

**千葉委員**：前回の委員会でない部分。

**松田委員**：自治基本条例と絡めると別にそんな取らなくても。

**千葉委員**：前半全部ですよ。後半は前回載っていた内容ですがね。7ページの部分、前半部分はまったく新しく出てきた部分です。条例というのは、公務員には地方公務員法があって、それから町にはいろいろな条例、さらには規則とかいっぱいある訳ですよ。それを踏まえて職員は仕事をしていると思いますが、それを一つひとつチェックして行って、その中で何が今の美里町で足りないのか、だから新しく条例を作れと言っていると思いますけれど、今の法律体系の中で足りないものを埋め合わせるとのことだと思わないので、そのところを具体的に明らかにしていけないと、ただ、新しく条例を作れば良いというものではないと思います。そういう分析をしながら、どこが問題、足りないのかですね。私は、これを見ただけでは、ぜんぜん分かりませんので、地方公務員法、条例、規則と照らし合わせて、これで補足していくということだと思わないので、今、ない部分が何か、その辺がまったく分からないですよ。勉強もしていませんし。

**松本議長**：それはですね、千葉委員、まさに擦り合わせですよ。行政府と立法府の部分で擦り合わせが必要です。ものすごく議論をして、討論をして、いがみ合いの討論までばっちりやって、それで作られているものです。そして、仮にできたとしても、それは完璧ではありません。いろいろな状況で必要な補足して、それで完璧に近い、ベターに近いものを作り上げていく。それが立法です。立法によって守られるのです。町民が守られるその立法の執行、使うのが行政だというものですから、その部分で、きめ細かにはっきりはできません。ですから、その部分で今の部分でもの凄く、高度化、精密化されてきて

いる情報化の時代ですから、その中で感覚も、もの凄く違うものになってきています。今まで同じような感覚を持っていた、固定概念で持っていたものが、ガラッと変わってきている状況です。その中で、情報をポンポン発信して行って、それで逐次、変えていく体制をとっていただければという格好で、みんなやっていて、このような格好でしか書けませんでした。

**千葉委員**：そう言われても、まったく分からないので、今、現行の地方公務員法を一番頭にして、美里町での条例があります。それから規則もあります。職員が何か悪いことをすれば、懲罰規定もあります。そう言ったものをチェックしていく中で何が、今、足りないのか、こういったものが足りないから条例を作ってくれ、ということだと思います。議会に要請したのは、今と同じものを条例で作れというのはおかしい。必要ないはずだ。

**松田委員**：今、議会に要請したという話が出ましたから、議会に要請したのと我々が思っているのは違いますからね。

**千葉委員**：いや、この中身は議会に要請したことを書いていると、私は思っていますよ。

**松田委員**：千葉委員が思っているということでしょう。これはね、松本会長がよく言っていたことで、私たちも出した意見がここに書いてある。我々がコメントを求めて、時間がない中、ポンポンと意見を出し合っている際に、小田嶋委員が、いずみだ企画のことで真剣に主張されたことがありましたよね。あのときは時間がなかったので、前に進めることが最優先で、その件は後で集中してやろうということでした。あの時、そのまま議論していれば、おそらくこのような文面になったと思います。自治基本条例は、まちづくり推進課でも検討していますが、松本会長が議会に提出したものとここに書いてあることを一緒にしてしまうと、そのようになってしまいますが、答申書に書いてあることは、自治基本条例などを意識したものと思えば、松本会長が出している意見は、いずみだ企画の事件にかかわらず、以前から法令順守ということは言っていましたから、それを発展させたものを議会に提出したのだと思います。どうしても削らなければならない文言があれば、それはそれで可能だと思いますよ。

**松本議長**：私の方からすれば、法令順守というようなもので、違法なことがありました。判決としては、100、0の部分だった。それについて、判決はこのような格好で出しましたが、それまでに5年間余りも費やしました。精神的、経済的な負担が掛かったものですから、このようなことはなくす、あってはいけないと思いましたが、今後、二度と同じような繰り返しとならないように、負担を軽減することが必要だという想いです。

**千葉委員**：松田委員は、良い方に解釈して今回のことをいずみだ企画と関係のないものと解釈されていますけれども、松本会長の文章を見ると、まさに、いずみだ企画の件に伴う条例の制定なのですよ。

**松本議長**：違いますよ。

**千葉委員**：そうですよ。これ、発端はそうでしょう。

**松本議長**：違いますよ。

**千葉委員**：なぜ、書いたのですか、いずみだ企画の事件のこと。

**松本議長**：具体的に分かり易くするために、例示しただけです。

**千葉委員**：これが発端でしょう。これに基づいて、条例の部分に来たのではないですか。

松本議長：違いますよ。私は、その前の条例の部分で。

千葉委員：これを書く必要はなかった。

松本議長：それは、分かり易くするために書きました。ただそれだけですよ。一番、テレビや新聞とかで報道されましたから、それで、分かり易くするために書きました。何ですかと言われた場合、いや、ここです。明記する必要があるからです。

千葉委員：そうであれば、答申書が出されて、これが町のホームページに公表されて、町民が見た時に理解できますかね。松本会長は、我々委員に分かり易くするためにここに書いたと。

松本議長：そうですね。

千葉委員：実際の答申書の中では、この上の方を除いて、いわゆる結論だけ書いてある訳ですよ。一般の人が見た時に、我々が分からないのにこれを見て一般の方々は分かるのですか。

松本議長：一般の方々といっても、相手もいろいろな方がいますから。

千葉委員：一般の町民ですよ。

松本議長：私のところにコンタクトをいただければ、私が御説明申し上げます。

千葉委員：コンタクトがあればではなく、答申書を見た時にだいたい分かるようでないとする意味がない。答申書を見て分からないで、いちいち役場に問い合わせるね、これは何ですかという、そういう答申というのは無いのではないですか。

松本議長：千葉委員が、そういう思いが強いのではないのですか。分かる方もいらっしゃいますよ。

千葉委員：皆さんに聞いてください。

松本議長：もちろん、分からない方もいるでしょう。

千葉委員：皆さんに聞いてください。委員は8人いるのですから。

松本議長：ただ、私が言っているのは、今回の案件はあってはいけないことです。あって良いのですか、ということについて警鐘を鳴らしたいという思いがありました。新聞、テレビ等で取り上げられて、町が良いと誰も言っていません。すべて否だという格好ですよ。なんでそのような格好で善良な町民を、3年8か月も裁判で引っ張って、仙台地裁から古川地裁に移して、弁護士を入れて、町の役場の弁護士は2回も公判を欠席しました。私は、それを見ていました。そういう実態があり、町の公費を使ってやっています。公費を使って町民をいじめているのですよ。如何なものでしょうか。

千葉委員：松本会長が今回、議会に出したのですから、個人としてやっていけば良い話して、我々、行革委員、全員を巻き込む必要はないじゃないですか。ぜんぜん議論も何もしてないじゃないですか。

松本議長：巻き込んでいませんよ。

千葉委員：だって、議論もしていないのにここに出てくるのは、おかしいじゃないですか。

忽那委員：私も、条例の制定、整備を実現してくださいと言われても、そういう意見を出した覚えはまったくないのに、ここで書かれるというのは、やっぱりちょっと。それは、

松本議長：ここに書かれた部分ということで。

忽那委員：これを町長に出すということ、これでは納得ができないということですよ。

松田委員：何、議会のことを言っているの。

忽那委員：いや、これを町長に出すのでしょうか。議会のことは、私には分かりません。

松田委員：だから、これは自治基本条例。

忽那委員：だったら、自治基本条例だと書けば良いじゃないですか。なんか、法令順守の推進に関する条例等を早期に整備してください。

松田委員：今回、議会。

千葉委員：今、説明しているから。

忽那委員：条例を作れって言っていることですよ。これ、何の条例を作るのですか。私は、条例を作れって言った覚えはないです。ないのに、なぜ、整備を早期にしろとか条例作れとか、ここに書かなきゃいけないのか納得ができませんと、言っているのです。

松本議長：要は、そういう条例がない方が良いんだ。

忽那委員：そういうことを言っているのではなくて。

松本議長：何。

忽那委員：話し合いもしないのに、何で勝手に載せるのかと言っているだけです。

松本議長：何が。

忽那委員：こういうことを。

松本議長：ない方が良いということですか。

忽那委員：何でそういう風にするのかな。

松本議長：あれば良いの。

忽那委員：誰もあれば良いとか、なくて良いとかの話しをしているのではなくて、なぜ、この委員会で話し合ったこと以外の話しを、ここに載せなければ、いかにも皆さんで話し合ったように、嘘ついてまで載せなきゃいけないのかという話しです。

松本議長：つまり、巻き込むなということですか。

忽那委員：勝手に載せんなという話しです。

松本議長：要は、巻き込むなということですよ。

忽那委員：巻き込むなということじゃなくて、勝手に自分の意見を載せんなという話しです。

松田委員：ちょっと待って、条例等というところを自治基本条例と直せば良いのでは。

松本議長：そうですね。

忽那委員：作ってあるのですから、整備してと言っても。

松田委員：自治基本条例は、さんざん言っていますからね。ここまで揉めて進まないですから、条例等というところを自治基本条例等にしてくださいよ。

松本議長：はい、分かりました。

松田委員：そうしたら。

荒川委員：私は、その前の部分を削除すべきだと思いますよ。法令順守の推進等に関する項目を、まったく削除して良いと思います。それで、保護法の目的を踏まえ、自治基本条例等の整備を早期に実現してください。であれば、私は理解できると思います。

千葉委員：それとね。仮にそういう。

松本議長：ちょっと、待ってください。荒川委員、良く分からなかった。もう一度。

荒川委員：法令順守の推進等に関する条例というこの文言がちょっと引っ掛かるのです。今まで、話しをしていないということになりますので。

松田委員：いや。

荒川委員：待ってください。今、私が話しているのですから、会長との話しですよ。

松本議長：聞いていますから、まず。

荒川委員：何で人が話しをしている時に、松田委員は、議長なのですか。

松本議長：一番下の法令順守の。

松田委員：しゃべりなさいよ。何、言ってるんだ。

松本議長：荒川委員、法令順守の条例等の一番下のところですね。どこまでですか。

荒川委員：「条例等の」とありますよね。その部分の「関する」まで、「法令順守の推進等に関する」までを削除していただいて、良いですか。

松田委員：そこを取り除くのでしょ。

荒川委員：取り除いて自治基本条例等の整備ではダメなのですか。私は、提案ですよ。このようにしてくださいということではないですよ。それを、お諮りください。ということです。

松本議長：私は、そういう話しは、否定はしませんから。考えますから。

松田委員：落ち着くのであれば、それで良いですが、法令順守の推進というのは、我々行革としては、役場に一言ぐらい、いつでも言いたいことですよ。これは、役場側からすれば、思ってもそんなこと書くなと言うかもしれないが、一応、いずみだ企画の件からすれば、法令順守の推進をするためにと考えれば、ぜんぜん違和感はないですね。

松本議長：私もそうなのですが、荒川委員は。

荒川委員：良いのです。先ほどお話ししたのは、私の提案ですから、ですからお諮りください。私は良いと思って言っていますが、私の意見が良いかどうか分からないですよ。ですから、お諮りくださいとお話ししていますので、松田委員の意見が良いという方もいらっしゃると思います。

松本議長：そうですね。多数決の論理で。

荒川委員：別な意見も出るかもしれない。

松本議長：これについて、どのようにしますか。荒川委員から出た意見と同じ意見だという方は挙手してください。

松本議長：それでは、逆に違うよという方。

千葉委員：あのですね。今、荒川委員が言われたことに賛成しているのですが。

松本議長：賛成なの。

千葉委員：最後まで聞いてくださいよ。

松本議長：賛成か反対か聞いているのに、それでは。

千葉委員：いや、自治基本条例とか書くのであれば、この8番に書くこと自体に違和感があるのです。松田委員が、非常に大事だというのであれば、最初の基本的な考え方に書くべきなのですよ。自治基本条例を作ってやりなさいというのであれば、すべてに通じる

話して、まったく基本的な考え方なのです。8番は、住民ニーズの適正な把握と反映なのです。これと自治基本条例というのは、私は、マッチしていない。

松本議長：1番から7番までマッチするかというとマッチしません。8番のところが一番違和感がなく入ると。

千葉委員：私は、違和感があるのですが。

松本議長：ただ、それだけです。1番から7番まで合わないから、ここに入るものだという感覚で分類したものです。よろしいですか。

千葉委員：私は、合わないと思いますが。

忽那委員：自治基本条例がそんなに大事だとすれば。

千葉委員：一番前に書いた方が良い。

忽那委員：基本的な考え方に書いた方が、途中に書くより良いのではないですか。

松本議長：1番に書いたから、OKだからじゃなくて、この中で、流れの中で一番マッチングするというので、判断させていただきました。大事云々というのは、また、別な話しです。

忽那委員：だったら、ない方が良くと思います。話しをしてないのだから。

松本議長：そういう意見もあって良いでしょうね。

忽那委員：今までどおりで良いと思います。なんで、委員会のコメントまで書き換えられるのですか。

松本議長：ないという意見もあって良いです。中には、ないとまずいよ。あっても良いという意見もあります。

忽那委員：それは良いです。会長の話し、意見ですよ。

松本議長：良いですよ。いっぱいあって。ここについては、一応、このような意見が

忽那委員：結論出さないの。

松本議長：皆さん千差万別、異口同音ですね。

荒川委員：基本に戻ってなくす方法で良いじゃないですか。

千葉委員：前回のとおり。

忽那委員：なくしましょう。

松本議長：前回って何ですか。

千葉委員：前の原案どおり。

松本議長：原案って、住民ニーズのところですかね。千葉委員、8番については。

千葉委員：前回は基本として。

松本議長：8番のこの部分ですね。

忽那委員：委員会コメントの部分も変えて。

松本議長：ほかに発言されていない委員皆さん如何ですか。

小田嶋委員：住民ニーズの適正な把握と反映、この文言は非常に大切なのですよ。これだけで、私は、公募し参加したのですから。これを削られるというのはちょっと、これは必要だと。

忽那委員：それは違う。

松本議長：ちょっと待って。

小田嶋委員：ただし、これは必要だと。

松本議長：ちょっと待って、お宅ら3人。人が話しをしている時に、そういう薄ら笑い  
は、やめよう、失礼でしょう。それはダメだよ、荒川委員。

小田嶋委員：ちょっと良いですか、今まで、ここで話し合っていますよね。その中身と  
いうのを一字一句取り上げろというのか、皆さんの話しの真意を含んだものを文章にして  
いけば良いのかということだと思います。では、どういうことかと言うと、今までいろ  
んな意見が出ているけれど、その中で最大公約数的なもので、事務局が作り上げたもので  
あれば良いと思います。分かるか分からないかと言ったら、私は、分からない。ましてや、  
普通、こういう席に出てこない人というのは、そこまで、吟味するか、さらには文法的な  
解釈、それから、地方公務員法がどうこうといっても意味が通じないと思います。私にも  
通じないですから、事務局で作ったもので、なるほどうまくできているものだという感じ  
で見えていました。

松本議長：荒川委員、ここの部分、手を挙げて喋ってください。

荒川委員：いやいや、ここだけで喋っていますから。

松本議長：良いから、やめなさいよ。それ。

松田委員：ほかの委員に聞いてみたらどうですか。

松本議長：清水委員どうですか。

清水委員：私もここの部分、実は分からないです。読んだだけでは、何の意味だかさっ  
ぱり分からないです。ただし、字句の意味はこんな意味なのかなとは分かりますけど、言  
っていること、然らば何をするかといった時にこれを読んで、すぐに読み取れないのは確  
かですね。ですから、条例等の整備は分かります。ただ、整備する訳ですから、これまで  
こういうところに不備があるから、こういうところがまずかったから、こういう風にした  
ら良いのではないですか、という文面にしていけば分かり易いのかと思います。言ってい  
ることはこういうことなのだろうなということは、この字句から分かります。なんか難し  
くなっているので、もう少し分かり易く。4つぐらい並んでいるので、職員の倫理とか町  
の公益とか、ですから、二つぐらいで何々等によるなんとかと記載した方が、むしろ分か  
り易いと思いましたね。要は、これを見て理解してもらうことが大事な訳だから、皆さん  
に、そういう風に分かり易く表現した方が良いのか、整備は分かります。

松本議長：せっかくですから、聞きたい。ほかにはなかったですか。

清水委員：これ、私、いっぱいあります。こんな細かいことと思うかもしれませんが、  
出すのをすっかり忘れていまして、大変失礼しました。二つばかりあるのですが、これが  
決まってからお話しします。

松本議長：すみません。女性の。

佐々木委員：私ですか。私の意見は、ここには条例等とかの記載は必要ないのかと思  
いました。実際、こちらにですね、実施計画一覧表にもかなり条例の文言が入って。

松本議長：ちょっと、そこ声が大きくて女性の声が聞こえない。すみませんが、もう一  
度、お願いします。

佐々木委員：必要ないかと、入れない方が良いかと思います。マーキングしてみると法  
令がどうのこうのとか入っていますが、前回までは入っていなかった。これから、個々の

担当者が取組を推進していく内容で、住民ニーズとは、今やはり、美里町にとって重要なことで、まだ基礎ができない状況で、どういう受け入れ態勢で、皆さんがたぶん委員会の中で審議した内容がどのようなシステムで、町民からいただいた意見をどのようにして回していくかという段階に、いきなりこの法令が町長への答申で出てきても、ちょっと問題があるのかなと、今、基礎もできていない。確かにいろいろな問題があるのは分かりますが、このメンバーが審議した内容が、まったく違う内容を審議した訳ですから、それが、突如、この法令とかが出てきたので、私たちの意見と違うのかなと、まずは、私たちの意見をどういう風にして、町の方で取り上げてもらえるのかと期待するところが大きいので、まず、そこを第一段階としてやっていただいて、順調にいったら軌道に乗ってきたら、次の法令までいった方が、格差があるというかそう思いますので、今回は、そこまで入れない方がよいのではないかと思います。

**松田委員：**私は、ぜんぜん違和感がありません。傍聴席にいる方に、もし発言権があれば、発言したいことが多々あると思いますよ。長年、いろいろなことを経験されて、自治基本条例を作っていますからね。それに比し、我々はそれすら分からない状態にあります。知っている人もいますが、そういうレベルです。いずみだ企画の件について小田嶋委員が仰って、私もこの件で話したいことはありましたが、とにかく、時間が足りない。あの時議論したらこれと同じものができたと思います。けど議論ができなかつた。行革として、やりたくても時間がなく、ちょっとかじった部分がちょこちょこあっただけに、心のこりで、この文言が入ったことには何の違和感もなく、このような文言が入ったことは逆に良かったと思います。これには町民を守る意思が入っているし、役場職員が守らなければならない意思も入っている。そういうことから、今の佐々木委員の意見には大反対です。この件に関し、行政改革推進委員会の知識とか経験が、まちづくり会議の人たちと同じレベルで話しをしている状態であれば良いのですが、僕らが知らないことが出てきたからと、知識や経験だけでこれを削れという意見には何の意味もないですよ。松本会長が議会に提出した件と直結しているとか、我々が本格的な議論をしてこなかったことだけで削る理由にはならないです。まちづくり会議等がこれから検討することで、答申してもこれがそのまま通るとは思いませんが、我々の委員会でも出たことであり、行革として前向きにこういう意見を取り入れて、答申すべきであると思います。議会と松本会長のことでなく、自治基本条例やいずみだ企画のことを我々は時間不足で深く検討できなかつたことからここに至ったのだと解釈すれば、気が付いて答申できて良かったと思います。

**小田嶋委員：**そのとおりだと思いますよね。まったくなかったのではなくて、いわゆる、何年の何月にこういう文書がでていますよ。再発防止対策とか出ていますよね。あんなもの出さなくても、前にそのような条例等ができていれば、そこに当てはめていけば、あのようなことは起こり得ない。それを引っ張っている訳でしょ。今回、これを出したら、そのまま取り上げられるかそれは分らない。なしのつぶてで、次の委員会でも出されてまた同じことを言って、同じような繰り返しをいつまでも続けていくのではないか。謳うなら謳った方がよいと思います。

**松本議長：**最終的に事務局というか、事務局と再度打合せして、そこから決めたいと思います。摺り合わせが必要なら、そのような場を設けて話しをしたいと思います。

松田委員：委員会でこのままで良いという意見とどうなっているか分からないけれど、直せというのとの決だけ取ったら良いですよ。

松本議長：このことについて、ものすごく沸騰した意見が出ましたので、このままで良いという方、挙手をお願いします。

(4人が挙手)

清水委員：私は、入れることは良いです。ただ、このままですんなり良いかという。

松本議長：若干の手直しは、必要だということですね。

松田委員：直したら切りがないしね。基本的にはこのままで良いということですね。良いですね。

松本議長：はい、それでは、このままでは、ちょっとあれだよ。反対だよという方がいらっしゃれば挙手をお願いします。

(4人が挙手)

松本議長：4対4ですね。そうしますと、議長権限で、私の意見を優先するという格好にしたいと思いますので、このままで通させていただきます。次の案件に移りたいと思います。よろしいですか。

荒川委員：すみません。答申書(案)について、そのほかよろしいですか。

松本議長：そのほかですか。ありました。

荒川委員：誤字とか脱字とかですね。

松本議長：ありましたか。

荒川委員：一つは、誤字、脱字ではないのですが、順守という文言がありますけど。

松本議長：何ページ目ですか。

荒川委員：6ページ、二種類の文言を使っています。順守と遵守、どちらかに統一した方がよろしいのではないのでしょうか。

松本議長：順守ですね。

荒川委員：次に、そのページの(6)番の下から3行目、左から、「より一層推進される」の「る」が抜けているのではないですか。

松本議長：脱字ということですね。

荒川委員：気が付いたのは、その2点です。

松田委員：それから、もう一つ、5ページの3番の「主な重点取組項目について」ですが、1番が基本、2番が3つの基本施策、3番は、「具体的な取組項目について」の方が良いのではないかと思うのですが、これは、重点項目とかではなく。

松本議長：私も気が付いたので、直すように指示したのですが、どうなっていますかね。

松田委員：3番は、主要項目と重点項目範囲が記載されているので、だから、前回の(案)と同じように、タイトルは、「具体的な取組項目について」が良いと思います。

千葉委員：今の件で、私がこのことについて、見直し意見を事務局に提出した。

松本議長：何をどのようにしたかと言うと、前回の「具体的な取組項目について」を「主な重点取組項目について」に変えた。

**千葉委員**：なぜかと言うと、今回42項目について検討している訳ですよ、一覧表で。その中で二重丸の付いた8つの項目について、個々で具体的に記載している訳ですから、そういうことから「主な」と記載した方が良いと思いました。

**松田委員**：千葉委員のお話しは分かりました。ただ、ほら、重点項目と主要項目がありましたでしょ、これ全部入っている訳だから、このままだと重点項目に見えてくるので、3つの施策の次に具体的な取組があって、その中に主要と重点項目がというように解釈した方が良いのではないかと。たいしたことではないですが、具体的という表現の方が良いと思います。

**清水委員**：流れとして、基本的な考え方、3つの基本施策の次として、具体的な取組で良いのではないかと思います。

**松本議長**：それでは。

**清水委員**：次に進んで良いですか。1ページの二つ目の丸の次「取組項目」を「各取組項目」、二つ下の「問題意識」の主語がない、何の問題意識なのか。最後の丸「これまで」を「従来」、「項目もあり」を「項目については」とする。

2ページは、最初の行「いたしました。」を「しました。」に、荒川委員からも意見が提出されていましたが「職員数の減少」は、一方的に減らしているように受け止められるので、「職員の定数削減」とした方が良いのではないかと、「増加傾向により」を「増加し」に、「改革の名のもとに通常業務に」のところが改革が悪い事のように感じられるので「改革というさらなる業務も」に、「職員は」が何回も出てくるので削除し、「低下しているのかもしれませんが、」を「低下しているかもしれませんが、」と「の」を取るに、「図るものです。」を「図ってどうするかが必要であり「図るもので、行政運営にとっては避けては通れない道です。」を追加する。「日常の改善」は何の改善なのか分からないので「日常の業務改善」と「業務」を追加する。

5ページ目の取組項目については、4番の下水道事業の経営健全化の最後の行です。「住民にとって加入時の負担が大き過ぎることから、普及活動に努めることは大切ですが、」の「普及活動に努めることは大切ですが、」は取っても文書はスムーズに繋がると思います。次のページ5番目の実績主義による人事評価制度の導入では、「民間では当たり前の取組です。」を「民間では当たり前に行われている取組です。」に、「議論する癖」を「議論する習慣」に、7番の事務事業の委託化方針の策定では、「これまで委託化してこなかった」を「これまで委託化に取り組みなかった」に、「優秀な任期付職員」を「有能な任期付職員」の方が私は良いと思いました。7ページの8番の住民ニーズの適正な把握と反映では、「そして」ではなく「また」の方が分かり易いです。「要望いたします。」が「要望いたします。」となっていますので訂正してください。「住民は」からはまったく同じ内容が4ページに記載されているので、内容が重複するので削除した方が良いと思います。

**松本議長**：重複している内容は、どちらかを削除した方が良いですね。

**千葉委員**：細かな部分は、いっぱいあるのですが、それは良いとして、3ページの1番行政運営の効率化についてで、「民営化」と表現しているのですが、民営化と外部委託は違うと思います。これまで話してきた内容は外部委託中心だと思いますので、民営化が良いか。

松本議長：イコールではない。どういう風に違いますか。

千葉委員：外部委託は、町の仕事をしてもらおうが、民営化は、町が手を放して民間にやってもらうことになり、違うと思います。例えば、民営化であれば赤字になってもそれは民間の責任です。

松本議長：そうですね。

千葉委員：ですから、はっきりした方が、今までの議論の中では、

松本議長：議論の中で、100%又は50%と言った割合の議論はどうでしたか。

千葉委員：細かい部分はあれですが、例えば、公設民営だと南郷地域の直売所があると思います。そういうものもありますが、民営化と言い切って良いのか、「民営化を含めた外部委託」とした方が良いという感じがしました。

松本議長：なるほどね。

松田委員：土田畑村は、何ですか。

事務局（小野）：指定管理者です。

千葉委員：外部委託ですよ。

事務局（小野）：そうです。

松本議長：施設は町の物で、施設で働いている方は民間の方ですね。利益の配分とかは、

事務局（小野）：町からの委託費で運営し、経営努力が求められます。

松本議長：それで、利益が出ているのですから良いですね。

事務局（小野）：昨年度の決算では、黒字になっています。

千葉委員：民営化を含めた外部委託とし、民営化と言い切ってしまうと選択肢がなくなってしまうと思います。全部が民営化できるものではないですからね。現在は、文化会館とかの外部委託が中心だと思います。

忽那委員：コミュニティセンターもそうです。

千葉委員：これからは、民営化しなさいと言うのは、ちょっと厳しいかと思います。

松本議長：100%民営化ではなく、千差万別だということですね。

千葉委員：民営化も外部委託もあると思いますので、民営化を前提にとするのは難しいと思います。

松本議長：具体的に記載した方が良いですか。

千葉委員：民営化と外部委託を併記するとか見直した方が良いと思いますので、事務局で確認いただければと思います。次に「組織的な人財戦略」との記載がありますが、私としては読み込めないというか、具体的にイメージしにくい、特に、材料の「材」ではなく財産の「財」を使用しています。

清水委員：含みがあると思うのですが、あまり使わないですね。

千葉委員：戦略というのであれば、その前段にどのような戦略であるかを記載しないと、ここだけ読んで、どのようなことが良く分からないですね。

松本議長：材料の「材」は固定的な物で、財産の「財」の場合は、ヒト・モノ・カネのすべてを含んでいるということが言えますね。

千葉委員：ここで結論出さなくても、事務局で確認いただければ良いです。

**事務局（小野）：**答申書（案）について、誤字及び脱字があり、読み込みが足りずに大変申し訳ありませんでした。委員皆さんから、事前に提出いただいた意見について、2点、意見反映しておりませんでした。まず、1点目、荒川委員から意見が提出され、本日の会議中に清水委員からも御指摘がありました「職員数の削減」を「職員定数の削減」にとの意見ですが、実は、職員の定数は見直すことなく、職員数の削減を進めてきた経緯がありますので、「職員定数の削減」ではなく「職員数の減少」としています。2点目、千葉委員から意見が出された「組織的な人財戦略」ですが、これまで、組織風土の改革及び人材育成方針を策定し人材育成に努めてきました。3つの基本施策の記載箇所でしたので、先ほど、松本議長がお話しされましたが、ヒト・モノ・カネ一体の取組として、人材育成よりもさらに大きな位置付けで、財産の「財」で表現したところです。

**松本議長：**ほかに御質問等ある方がいらっしゃれば、お願いします。

**松田委員：**ずいぶん意見もありましたから、直すのであれば直すところについて、時間的なことも考慮し、事務局が直すという条件で、答申書（案）の内容を了解したとして署名を貰うというのはどうでしょうか。

**松本議長：**そうですね。

**松田委員：**答申書（案）には、署名は必要ないの。

**事務局（小野）：**町長あて提出する際に会長の文書は付けます。

**松田委員：**では、修正次第、提出できるということですね。分かりました。

**松本議長：**ほかにここだけは、こうしてほしいとか御意見がありましたら、最終段階ですから、今、お話しいただければと思います。もし、御意見がないようであれば、午後3時まで10分間の休憩に入りたいと思います。よろしいでしょうか。はい、それでは、休憩に入ります。

（10分間休憩）

**松本議長：**委員会を再開したいと思います。議事の1、2番までは終わったという格好ですかね。

**事務局（小野）：**答申書をどのようにして町長に渡すかについて確認をお願いします。

**松本議長：**ごめんなさい。そうですね。答申書については意見が出尽くしたと思いますので、今後、正式なものを作成することとなります。答申書の町長への提出の仕方についてですが、通常、会長及び副会長が提出をしに行くのか、全員で行くのか。

**松田委員：**事務局できれいに提出する答申書をつくる訳ですよ。町長の日程もあるでしょうから、事務局と会長とで調整して、会長が提出すれば良いと思いますよ。

**松本議長：**それでは、私が寂しくポツンと。

**松田委員：**寂しければ私も行きますよ。

**松本議長：**心もとない会長なものですから、副会長に同席していただいて、新町長に委員会の答申書を提出して来るようにいたしますので、御理解の程をお願いいたします。次は、その他の部分で、一応、事務局にお聞きしたいのですが、その他の議事案件として、私、議長提案として、今後の会議運営について議題として、議事としてもらいたいものがあるのですが、よろしいですね。

○事務局（佐々木課長）：日程は。

○事務局（小野）：日程の前に今後の議事運営を図りたいということですね。

松本議長：議事として、図っていきたいものがあります。案件についてどういうものかという、会議運営について、諮っていただきたい案件です。どのような内容かという、今回、何回目ですかここに来たのは。3月、5月、7月、9月、11月、先月、今年度、6回目です。過去に今まで招集しても無断欠席するとか、回答を求めても出さないということがあったものですから、会議の運営上、支障が生じていると私は会長として判断しています。前々回ですか、荒川委員が無断でちょっと休まれたものですから、如何なものかなという風な格好で、荒川委員が行革委員会の運営につきまして、ちょっとあまりよろしくない方向であったものですから、理由を聞いたならば、無断欠席にも関わらず、資料がいっぱいあって分からなかったということでした。諮問機関として如何なものかなと思ったものです。私は、こういうことがありまして、荒川委員の退席と今後の召集の選択、本日の退席を求めたいと思いますが、法的に問題があるかどうかというものを、事務局、そういうものはありますでしょうかね。

○事務局（佐々木課長）：退席。

○忽那委員：退席、辞めさせたいということ。

松本議長：違うく、それは、言っていません。

荒川委員：議長。

松本議長：話し中です。私が言っているのは、そういうことで無断欠席していることもありますし、それで、2か月も放置されていることがありますので、良いですか。この場で退席、罷免とか私には任命権はありませんから、本日の運営を進めていく段階で、法的な問題があるというのであれば、事務局にお伺いしたいのです。

○事務局（佐々木課長）：退席するということ。

松本議長：ありますか。分からないですか。

○事務局（佐々木課長）：どういうこと。

松田委員：率直な話ですが、二つの事に関してお答えいただきたいと思います。一つは、前回の会議で休憩中に私がトイレに行った際に、私の席を指さして「あいつは許せない」と言っただけですが、その理由を伺いたい。言いたいことがあれば、会議の中で堂々と言えば良いものを居ないところで言われるのは心外である。二つ目に、「多数決で諮る」とは何を諮るのか。最後の最後になって、特に諮る議題もない時に、多数決で諮るとは何を諮るのか意味が分からない。今後やっていく上において、私は困るなあという考えでいました。

松本議長：私の方で情報を整理させていただきます。招集しても、9月に無断欠席されましたよね。荒川委員に私が理由を確認しました。そうしたら、書類がいっぱいあってその中で分からなかった。私も唖然としました。それも踏まえて、会議の場でもあまり建設的な意見も出して貰えないようですし、行革というものに対して運営上支障が生じたと思っています。今回、無断欠席ですから、そういうものを鑑み、私は、会長として判断しまして、今、言ったように理由が分からないとなりますと、喧々諤々となりがちなものですから、ここは大人の会話的なものについてですね、私は、荒川委員に大人として委員に選ばれて委員としてあるまじき行為かと思っていますので、この場からね、私には任命権はないですから、この場から退席をしてもらった方が、今後の行革の運営について資する考えか

と思っています。それに当たりまして、事務局、法的に問題等がございますか。松田委員の意見もその部分だと思えます。そこについて、顕著に分かり易く御説明いただければと思います。

**事務局（佐々木課長）:** 座ったままで失礼しますが、法的にどうのこうのではなく、委員が会議に臨まれる姿勢の問題だと思えます。私たちに法的にどうのこうのと言われても、ただ、会長が今、言われましたが、荒川委員だってお話ししたいことがあるかと思えます。

**松本議長:** 本人が居らっしゃる時に話すのが民主主義ですから、先ほど、松田委員がおっしゃられた内容は、松田委員が居ない時の発言のことでした。その時、言ったことを今は言いませんけれども、私も覚えています。ただ、それは如何なものかと思っています。ここで、いがみ合いというようなことは望みませんので、今、法的な根拠もないとのことであれば、私の会長権限として、あのですね。

**事務局（佐々木課長）:** それは、会長、法的になくても、先ほど荒川委員も手を挙げられてね。

**松本議長:** もちろん。それは伺っていきたいと思っています。私と松田委員は、そう思っています。

**事務局（佐々木課長）:** あの。

**松本議長:** 荒川委員、こうですよ。いくらなんでも書類が見えなかった。

**荒川委員:** 弁明の機会を与えてください。

**松本議長:** もちろん、もちろんです。

**荒川委員:** お話しは分かりました。お話しをさせてください。

**松本議長:** はい、もちろん、主張いただきます。そういう格好で、ざっくばらんに言えば、電話連絡もなかったので私も廊下に出て、まだ見えないな、来るかなというようなものがありました。そして、会議が終わりました。当日、何の連絡もございませんでした。もちろん、事務局にもございません。理由を伺ったのは、次の会議です。会長こうだったので、事後報告も時間が経過している部分ですから、私は何も言うこともなかった。次の会議に来てもらったからだと、ただ、これは8人の方々が居るので、荒川委員は役場から指名されたのですよね。私とか松田委員は、自分で挙手をして応募した8人の中から選ばれたものですから、温度差があるのかなと頭を過りました。けれども、無断で休まれるのは、責任、自覚の部分はどうかかなと思うことが多くございましたので、これでは今後の会議の運営に支障が出るのは当然ですから、今、この場を借りて言わせてもらいました。もちろん、荒川委員の理由もあるでしょうから、個々の部分を言いたいということがございましたら、述べてもらいますか。

**荒川委員:** よろしいですか。

**松本議長:** はい、どうぞ。

**荒川委員:** それでは、立ってお話しをさせていただきます。会長がお話しのとおり、11月の会議だったと思えます。確かに、まったく私の失態でございます。この書類に限らずほかの会議もあるものですから、正直な話しは、あれ、会議があったはずなのにいつだったべな、ということは頭にはあったのですが、後から気が付いたんです。いやいや、失敗したな、連絡もしなかったなということで大変申し訳なく思っております。その点につ

いては、深くお詫びいたします。今、お話ししましたけれども、まったく私の失態でございますから、そのことについて、皆さんから批判されることについては、私は、甘んじて受けなければならないと思っております。それから、先ほど、松田委員から、休憩時間中に絶対忘れないよといった発言があったというお話ですが、それは、私は、松田委員からこのように言われました。意見を言おうとしたら会議に出ない奴が何を言うんだ。これは、たぶん録音に入っているかと思いますが、私は、これは委員として否定されたと取りました。それに対して、私は絶対にそのことを忘れませんよ、と言ったことを会長が聞きつけて、お前若いのだから我慢しろと、会長に言われました。そのことだけは、言わせていただきます。また、会長が言うように、私はあまり委員に適さないというようなことで構わないと思います。実は、私は内心、今回の答申書が出た時点で委員を辞職するという考えでおりましたので、そのようにさせていただきます。これを以て、私は退席させていただきます。

**松本議長**：はい、分かりました。ただし、私は、職務放棄をしておいてそのようなことは言えないでしょう。まず、そこを直したら良いのではないですか、とお話ししたと思えますよ。

**荒川委員**：改めて事務局には、辞職届を出させていただきます。長い間、お世話になりました。

**松本議長**：はい、御苦労様でした。

**千葉委員**：荒川委員、ちょっと待ってくださいよ。今、議長が話しを出したのは、一応皆さんの、この場は合議の場ですから、皆さんの意見も聞いたら良いのではないですか。

**松田委員**：いや、意見を聴くのも良いですけども、荒川委員が結論を出して行こうとしているのですから、それはもう必要ないでしょう。時間がないから、一応、そういうことですからね。私も言いたいことがいっぱいあるけれども、そういうつもりでいたっているのですから。

**荒川委員**：最後に、会議のルールをもう少し重んじて、会長にはきちんと会議のルールに則ってやっていただければと、一言だけ付け加えさせていただきます。

**松田委員**：はい、分かりました。

**松本議長**：はい、御苦労様でした。

**荒川委員**：失礼しました。

**小田嶋委員**：ついでだから。

**松本議長**：はい、ついでに。

**小田嶋委員**：座ったままで構いませんか。

**松本議長**：はい、結構です。

**小田嶋委員**：この会議を複数回、遅刻及び早退をされた委員がいます。

**忽那委員**：はい、私です。

**小田嶋委員**：これも、やはり、私は、ちょっと如何なものかと、確かに個々にいろいろな事情があるかと思いますが、やはり、結構、大事な会議ですよ。町はお金を払ってまでやっているのですから、そのような態度は如何なものか。一番気になったのは、私は、中身が分からなかったけど、松田委員と議長の二人で話し合えば良いんじゃないですか、

というような発言がございました。あのように感情に走るというのは、私もちょっと如何なものかと、私も若い頃はそうだったかもしれませんが、これからは、ちょっと少し直していただきたいと思います。

**松本議長**： 忽那委員。

**忽那委員**： はい、私も辞めさせていただきたいと思っていました。というのも、意見を聞いていただけないんですね。会長と副会長で話しをどんどん進めているという状況で、私たちがいくら意見を言っても取り上げていただけないということがありまして、そういう委員会であれば、私が居てもなんら役にも立てませんので、申し訳ございませんが、私も辞めさせていただきたいと思っておりました。言わせていただければ、会長と副会長がうまく進められるような人材を選んでいただければ良いと思います。ということで、私も退席させていただきます。ありがとうございました。

**松本議長**： はい、ありがとうございました。

**小田嶋委員**： そこまで、言ってもらつつもりで言った訳じゃないのだけれども。

**松本議長**： はい、千葉委員どうぞ。

**千葉委員**： 発言しても良いですか。ずいぶん、関係があれですけども、荒川委員自身、言っています。無断欠席したことは申し訳がない。それは、そのとおりだと思います。しかし、人間ですからね、忘れることはあります。特に、私たちのように高齢になればね。忘れることは、絶対ないということは。

**松本議長**： ちょっと待ってください。今、荒川委員の弁明を千葉委員から代弁してもらう場ではない。

**千葉委員**： いや、私の感想です。

**松本議長**： 感想は、聞いてないから。

**千葉委員**： 一方的なのですか。意見は言ってダメなのですか。

**松本議長**： だから。

**千葉委員**： ダメなのですか。

**松本議長**： ダメということじゃなく、荒川委員の居ない人の話しをしてもしょうがないでしょう。何を言っているのかな。

**千葉委員**： 私が言っているのは、これからも私自身、絶対ないとは言えないということです。ですから、1回、無断欠席したら退場という。そういう運営で良いのかという思いです。

**松本議長**： 千葉委員、そうじゃないでしょう。そんなに荒っぽいものじゃないです。

**千葉委員**： 荒っぽいんじゃないですか。急に退席させるのですから。

**松本議長**： いや、皆さんは。

**千葉委員**： 今後、気を付けてくださいなら分かりますよ。

**松田委員**： 今、退席させたといいましたが、荒川委員は、自分で答申書ができたら辞めると決めていたと言って、自ら出て行ったのですよ。

**千葉委員**： 議長が、退席させたいと言ったでしょ。

**松本議長**： 自分の意志で言ったでしょ。なんか、出しましたか。

**千葉委員**： 最初に退席させたいけど。

**松本議長**：最初も最後まで、自分の意志で出て行ったでしょ。私、追い出した覚えはないですよ。

**千葉委員**：その前に、事務局に聞いたでしょ。

**松本議長**：事務局に如何なものか伺っただけで、彼の意志ではないのですか。

**千葉委員**：制度的にどうなのか聞いたでしょう。

**松本議長**：私が、摘み出しましたか。千葉委員。

**千葉委員**：退席させたいと言ったでしょう。

**松本議長**：退席すると自分の意志で言ったのでしょ。分からないのですか。

**松田委員**：この会議は、いろいろある会議の中でも重要だということで、我々は最初から積極的にいろいろと勉強して、町のため、町民のためになるのであれば、自分を捨ててまで一所懸命やろうと、ずっときていますよね。ただ、公募で委員になった人と推薦された委員の間の温度差というか、消極性、積極性というのはずっと見えていました。この会議の中の議論は会議の中で処理し、外に出たら会議のことは言っちゃいけない暗黙のルールがありますよね。千葉委員には申し訳ないけれども、推薦された委員だからか、会議が終わると、必ず秘書室や町長室に行ったようで、何をやっているのかという疑問がありました。それから、先日、選挙がありました。皆さんには応援いただきましてありがとうございました。その選挙絡みでいろいろな話しが聞こえてきまして、行革会議の中で一所懸命やると口を滑らすこともあります。私も随分言いましたからね。けれども、それを外に持ち出して吹聴されたのでは、これからの会議が成り立たないというか、消極的になりますし、これまでのように積極的な発言ができなくなります。だから、このような会議は、推薦の方がいなくても公募の方だけでも良いのではないかと、私も極端に100%公募委員とするなどの話しをしましたが、ほかの会議では、推薦委員には発言のない人も聞いたものですから、会議の中で積極的な発言ができない要素、そういうことは要らないと私は思います。後は、議長が知っている範囲で。

**松本議長**：それで、千葉委員、以前、意見書を年内に出してくださいと期限を設けて提出を求めたのですが、松田委員が11月、他の3人が期限の12月、1月に千葉委員が、平気でみんなルールを守ってやろうと言うときに、そのような格好がありました。これは遅延行為ですね。恣意的なものが色濃かったものですから、これも如何なものかと思っています。そして、前回、42項目云々について、重要項目だけで良いじゃないかという議論もありました。それについて、やっと、その時に思い出したとか気が付いたということがありました。これもいささかブレーキだなどの思いがありました。どうも、公募された委員と町長から推薦された委員とでは、温度差があるという感じを捨てきれません。今後、核心に触れていく中で、今、御二方に退席してもらったこともありますから、千葉委員にも退席を求めたいと思いますので、その中で、賛同される方は皆さんの意見を挙手という格好で、挙げていただきたいと思います。千葉委員に2人と同じように退席を求めたいという方は、その場で結構ですから、挙手で意思を表していただけだと思います。

**小田嶋委員**：それを諮るのは、ちょっとコクだよ。

**清水委員**：ちょっと、よろしいですか。

**松田委員**：議長にお任せします。

清水委員：ここに来て、白か黒かというのは私も決めかねるので、議長にお任せします。白か黒かと言える中身ではないのではないかと、私は、決定するようなことは、個人としてはできかねます。

松本議長：はい、

佐々木委員：すみません。意見を言っても良いですか。

松本議長：今は、意見ではなくて、清水委員はそのような考えですね。

清水委員：挙手で決定するというのは、私はできません。

松田委員：議長一任ということ。

松本議長：私に一任ということですね。分かりました。小田嶋委員は。

小田嶋委員：皆さんそうするのであれば、私は、別に深い何もないので。

松本議長：はい、分かりました。佐々木委員。

佐々木委員：なんとなく、行革の本来の筋からずれてきていると思います。いろいろと問題はあるのかもしれませんが。

松本議長：手短にお願いします。

佐々木委員：このようになると、私も付いて行けないところがあるので、今、お話しがあった公募と推薦ですごく差があると言われると、その立場にある私もちょっと申し訳ないですが。

松本議長：分かりました。

佐々木委員：そんなつもりもなかったし、一生懸命やってきたつもりですが、そのように言われるのであれば、千葉委員と一緒に退席して、今回の委員会からは申し訳ないですが、自分の意見が取り上げてもらえない。

松本議長：佐々木委員、自分の意思で退席されるの。

佐々木委員：たった今、千葉委員がそんなにも発言しないのに、それで。

松本議長：はい、それではすみません。

松田委員：違うく、選挙に絡んだことを私は聞いたことがありました。

松本議長：千葉委員に退席いただくということで、挙手をお願いします。

小田嶋委員：だから、挙手はできない。ここで一つ伺いたいのですが、町から委嘱された方が、例えば、辞められたら、この会議は成り立つのですか。

松本議長：成り立ちます。今は、その前の段階ですから。

松田委員：あのね、とにかく、この会議の中のことを外で吹聴したらダメですよ。だから、佐々木委員も頼みますよ。もし、自分の意志で辞めるなら。

佐々木委員：大丈夫です。

松田委員：意見を聞いてもらえないというけれど、あなたは以前、何でも意見が言えて良い会議であると言ったことが、記録に載っていますよ。

佐々木委員：私が、一番ショックだったのは、千葉委員が一言二言だけ言ったことに対して退席と言われると、これから、おっかなくて。

松田委員：退席というのは、貴方の場合は。

佐々木委員：大丈夫です。行革については、私は一切、世間では言いませんので。

松田委員：貴方は、本来、公募で来たのでしょ。

佐々木委員：千葉委員が一言二言だけ言ったことに対して退席と言われると、これから一生懸命、いろいろな意見をね。

松田委員：そればかりじゃないのですよ。

佐々木委員：確かに。

松田委員：聞かなくて良いこともあるのです。

佐々木委員：公募と推薦の違いがあるとは思わないですが、やっぱりそのように思うのであれば、申し訳ありませんが、私も。

松本議長：はい、分かりました。

佐々木委員：長い間、お世話になりました。ありがとうございました。

千葉委員：私も退席しますけれども、弁明だけさせてください。

松本議長：弁明ですか。

千葉委員：あのですね。

松本議長：千葉委員その前に、はっきり言います。今回のこういう格好で。

千葉委員：分かります。

松本議長：4人も出てきています。今回の議事案件としてですね。確か、行政改革推進委員会条例第6条第3項によって千葉委員に退席を。

千葉委員：弁明を。

松本議長：決議の後の弁明ということで。

千葉委員：聞いてないでしょ、私。

松本議長：決議の後の弁明だと言っただけのこと。

千葉委員：議長や副会長の方向と違う意見を言った人は、すべてアウトと私は捉えましたから。

松田委員：そんなことはない。

千葉委員：そう言いましたよ。

松本議長：そんなことはないですよ。

千葉委員：そう捉えました。それから、前から何回もおっしゃられていますけれども、今、佐々木委員もおっしゃられましたが、公募と推薦で大きな温度差がある。推薦はレベルが低いと、先ほど、荒川委員に対しても建設的な意見はぜんぜん言わなかった、という認識であれば、我々が居る席はないと思いますので、今日は帰らせていただきます。

松本議長：はい。

千葉委員：そういう点で、せっかくですから私も一つだけですね。いろいろ運営の仕方について、こういう運営の仕方を初めて体験していますから、本当に辛い委員会だったと思っています。具体的には申しませんが、ちょっと普通の委員会とは違う。

松本議長：分かりました。

千葉委員：もう一つ、前回、休憩時間でしたけれども傍聴人が発言されました。休憩後に傍聴人が発言したことを、急きょ、取り上げて会議を進める。私は、いたたまれなくなって、議事進行と声を上げましたけれども、こういう議事進行は、私は、初めて見ました。

松本議長：千葉委員、時間だし、人の批判は結構です。

千葉委員：いや、貴方が最初に批判したのでしょうか。

松本議長：もう、結構。

佐々木委員：お世話になりました。

千葉委員：自分が、最初に批判。

松本議長：もう、結構です。

千葉委員：どっかの国みたいだね。

松本議長：いや、貴方だけです。

千葉委員：では、失礼します。

小田嶋委員：ちょっと困るね。

千葉委員：好きなようにやったら良いじゃないですか。

小田嶋委員：こういう格好になったら、次回はどういう格好でやるのですか。町では何か考えがあるのですか。

松本議長：いや、要は、どこを見ているかじゃないですか。町民を見ているか否かですよ。

小田嶋委員：私も。

松本議長：御安心ください。誰彼の言われた発言、誰彼とかを気にして発言というのは、ものすごく公費を貰って発言するのは責任があります。自分たちの子ども、次世代のためどうするかというのを、もうちょっと実のある話として活かす。

小田嶋委員：文書がどうのこうのという話しは、私は、なかなか付いて行きかねる。最初に言ったように、町民に対するキャッチフレーズを追求したいという気持ちです。

松本議長：和気あいあいとやって、次世代のために太陽が輝くような行政に、いくらでも近づくことができるよう力になればという思いで、松田委員、小田嶋委員、清水委員が参加されていますからね。そういった部分で彼らと温度差が出てきたと思います。今、少しショックかもしれませんが。

松田委員：終わったことはしょうがないから、次の会議、答申書ができました。次は、事務事業委託という部分では、前から言っていました、現場や資料を見たりしながら、答申に対する途中経過とか、そういうのはどうでしょうかね。

松本議長：視察とかですね。机上での議論でしたから、実際の企業の経営はどうなっているのか。やはり、実際、生で見るのと距離を置いて見るのでは温度差がありますので、それによって考えが変わったり、新たな対策が出てくるというのは当然だと思います。私たちが、1年間かけて議論したことに対して、結果が出てくるのはかなり時間が掛かります。どれだけ受け入れられ、成果が出てきたのかチェックする責任があると思います。来年度、次回の会議では、実際見て、過去の評価が良かったのか振り返ってみることも必要だと思っています。

松田委員：長くなりましたが、事務局に今後どのようにしていくのか。4人でやっているのか。4人でやっていけるとは思いますが、予算も余りますから。

清水委員：課長にお聞きしたいのですが、このような体制でよろしいのですか。私も頭の中が整理できないのですが、このように委員が退席されて辞職されたら、欠員補充みたいなことをやるのでしょうか。ちょっと私も、初めてなので想像できません。

小田嶋委員：そうだね。分からない。

松田委員：例えば、公募する。

松本議長：議決の数で言えば過半数で議決するとすれば、良いのかなというのが私の考えですけどもね。同じ轍を踏みたくないの、補充するにしても公募でするのか推薦でやるのか、そう言ったところがありますね。ただ、今までの経緯をみると、公募の中から委員を増やしていった。

事務局（佐々木課長）：定数は10人以内です。

松田委員：10人以内だから、4人でも良いということですね。

事務局（佐々木課長）：ただ、合議制の機関なので基本的に3人以上であれば成立するという事です。任期が来年の2月までですが、その間、町で実施計画書一覧表に基づいて取り組む。取組によって、3か月、6か月、12か月と時間が掛かる取組がありますが、その結果を、まず、評価してもらおう。欠員を必ずしも補充しなければならないということではありません。新たに委員になられた人との時間的な情報量の差が生じてしまいますので、私としましては、新たに答申を作るということではないので、このままで良いのではないかと思います。

松田委員：情報の格差が出る。

事務局（高橋課長補佐）：私も、突然のことで、整理できていませんが、基本的な部分は整理いただいたので、私たちはこれに沿って取り組んでいくことになります。前回、応募された方から募集するという考え方もあるかと思いますが、できるだけ、多くの意見となれば、スタートラインが異なりますが、できれば、もう少し人数の多い形で議論いただいた方が、より多くの意見を聴ける機会かと思えます。

事務局（小野）：私も、上手く整理できておりませんが、条例上は10人以内の定数でありますから、課長がお話ししたとおり4人の方が今いらっしゃいますので定数内であること。先ほど退席された委員の方々が辞められるという意思表示をされ、そういった届け出が事務局にあり、それを受け取ってから話となります。委員会としては、答申書を町長に提出して、本来の諮問機関としての義務的な役割を一旦、終えます。新しい町長が、今後、委員会にどのようなことを求めていくかという、町長の考えもあるかと思えます。

松本議長：誤解のないように言っておきますが、私の会長の権限では、罷免権はありませんから、退席云々の部分だけですから。

事務局（佐々木課長）：それは、そうです。会長が言うとおりの任命権はありませんから。

松田委員：会議を一生懸命やって、今日も危なかったですからね。答申書（案）がとおるかどうか。

松本議長：会議終了時間をオーバーしていますが、少し休憩します。

（3分休憩）

松本議長：再開します。町長に答申書を私と副会長で渡すという格好で。

松田委員：4人で行っても良いじゃないですか。

清水委員：会長と副会長で良いです。

松田委員：公募で落ちた人がいますよね。あまり知らない方が新たに委員になるのも大変でしょう。女性がどうのこうのと言って、そういうところから来られると。結局は、数

になりますから、その辺は、事務局にお任せして良いですかね。ところで、私は、小田嶋委員のような立派な区長がいるとは思わなかったですよ。

**事務局（佐々木課長）:** 町として意図してやっているものではないのですが、公募又は推薦、町長の一本釣りという話しになりますから、このことについて相澤町長に報告して町の対応も考えなければなりません、極端なことを言えば、4人のまま任期満了までやっていただくというのが一つ、もう一つの選択肢は、高橋課長補佐がお話したとおり、何人かを補充する。まず、残った4人の委員皆さんにお諮りするというのが私の務めでしょうけれど、そのことについてはお時間をお借りします。

**小田嶋委員:** 私としては、任期を全うする方向で進めていただきたい。

**事務局（佐々木課長）:** 6回の会議でまとめていただいたことは、大変ありがたいと思っています。今後は、私たちがやっていくだけですが、前にもお話ししたとおり、町の職員と町民の目線が以前はかなりかけ離れていましたが、最近は、だいぶ近づいてきたと思っています。後は、取り組んだ結果について成果が出たのかどうか、判断していただければと思っているのが正直な気持ちです。

**清水委員:** 4人体制でどうなるのか、課長にお聞きしたかったのですが、やはり、仮に新しい人が入ってきて、「ん」と思うかもしれませんね。4人で問題がないのであれば、4人体制でも問題がないかと思います。

**事務局（佐々木課長）:** 改めて答申書を作成するのではなくて、取組成果が出たのか出なかったのか確認いただく。様々な成果に対して分析をしておかないと、次のステップを踏めないと思います。やはり、答申書を作った人でないと、急に見て分かる方もいらっしゃるでしょうが、なかなかすぐには難しいのかと思います。携わらない人がこれを見ただけでも大変ですから。

**清水委員:** 私も、そう思いますよ。今まで以上に、深い議論にもなるでしょう。

**事務局（佐々木課長）:** これだけ火花散る会議も、めったにありませんよ。

**清水委員:** 経過を知っておかないと、評価も大変ですよ。

**事務局（佐々木課長）:** 経過を知っていることは、非常に大切なことだと思います。町長とも話しをさせていただいて、今後の業務と委員の人数ということもあると思いますので、私の方から説明し、御回答させていただければと思います。

**松本議長:** 了解しました。もう一つ、次の会議では4人での会議となればレイアウトを検討してください。

**松田委員:** 我々は、視察とか、無理ですか。

**事務局（佐々木課長）:** 先ほど、委託化のお話しで現場を見なくてはならないというお話しがありましたが、実際、私たちも職員でありながら、現場に行く機会も少ないので、机上でやることは避けて通れない業務ですが、現場を見ていただくことも必要で、そのことで議論が深まることもあると思います。現場の業務を知らないと思いが出ない場合もあると思います。1か所か2か所ぐらいは、見ていただくことも必要かと思います。

**松本議長:** リアルに伝わってきませんからね。

**事務局（佐々木課長）:** 委員皆さんが直ちに、現場の職員に話しを聞くということもあると思います。すべて、委託化が良い訳ではありませんから、委託化を検討としながらも直

嘗でやった方が良いという場合もあるでしょうから、現場の声を聴いていただくことも必要だと思えます。

**松本議長**：今後の会議開催について、事務局から説明をお願いします。

**事務局（小野）**：まず、議論いただいた内容を基に答申書（案）を作成し、委員皆さんにお配りします。委員皆さんの確認をいただいた時点で、町長との日程調整をさせていただいて、3月中、答申書を町長に提出いただきます。平成25年度取組結果を取りまとめる時間として、どうしても5月ぐらいまではお時間をいただきたいと思います。成果については、数値化しておりますが、数値確定が9月という取組もあります。とりあえず、春には、平成25年度取組結果及び平成26年度取組項目は御提出できると考えますが、4月早々と言われると内容がまとまっていない状況にあります。担当課は、委員皆さんからいただいた意見を踏まえて、今後の取組を検討すると思えますので、次の委員会の開催は6月ぐらいを想定いただき、平成26年度の実施計画書一覧表の中から問題点又は気になる取組を抽出いただいて、平成26年度の活動を検討いただくのも一つの方法と考えておりました。

**松本議長**：現地視察が、4月から6月ぐらいの暖かい時期ですか。

**事務局（小野）**：平成26年度も当初予算で、今年度と同じ回数ぐらいの予算を要求しておりますので、取組を取りまとめるまでの間、現場を視察することも可能ですが、まず、6月の実施計画書一覧表の内容を基にして、視察先を決めていただければと考えております。今年度のように、2か月に1回の開催である必要はなく、現場を7、8、9月に確認いただくことも可能です。ですから、6月に実施計画書一覧表を御確認いただきたいと思います。っております。

**事務局（佐々木課長）**：視察は、夏の暖かい時期の方が良いかもしれませんね。

**松本議長**：P D C Aの「C」の部分ですから、どれだけ良かったのか悪かったのか必要ですからね。

**事務局（小野）**：担当課は、取組結果を分析し、委員会の意見を見て、今年度どう取り組むか考えると思えますし、委員皆さんも、まず、担当課でどのように考えたのか確認したいでしょうから、次回の会議は、5月下旬から6月上旬辺りで御理解いただければと思えます。

**松本議長**：その辺りを目安とする。分かりました。できれば、今、こういう状況で取り組んでいますといった情報に動きがあればですね。

**事務局（小野）**：そうですね。会議の開催スケジュールに関わらず、例えば、10月に会議がなくても上半期の取組がまとまったとかの情報は、まとめ次第、資料としてお出ししたいと思います。

**松本議長**：会議に併せて資料を留めずに、逐一、提供いただければと思えます。次回の会議は、追って連絡するということとします。

**松本議長**：以上をもって、会議を終了します。本日は、大変ありがとうございました。

上記、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成26年 7月 10日

公 長 松本 啓

副会長 松田 政昭

委 員 清水 五郎

委 員 小田嶋 稔